

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】令和3年1月28日(2021.1.28)

【公開番号】特開2018-110844(P2018-110844A)
 【公開日】平成30年7月19日(2018.7.19)
 【年通号数】公開・登録公報2018-027
 【出願番号】特願2017-234079(P2017-234079)
 【国際特許分類】

A 6 3 B 53/04 (2015.01)

A 6 3 B 102/32 (2015.01)

【F I】

A 6 3 B 53/04 F

A 6 3 B 53/04 C

A 6 3 B 102:32

【手続補正書】

【提出日】令和2年12月7日(2020.12.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

内部キャビティを含むアイアンタイプのゴルフクラブヘッドであって、前記ゴルフクラブヘッドのヒール部分、ソール部分の第1部分、トゥ部分、トップ部分及びホーゼルを含む本体と、

前記本体に溶接されるストライクプレートであって、

前記ゴルフクラブヘッドのストライクフェースと、前記ゴルフクラブヘッドの前記ソール部分の第2部分と、前記ストライクフェースと前記ソール部分との間のフェース・ソール移行領域の大部分とを含み、

前記ソール部分の第2部分は、前記内部キャビティの一部を画定する内面を有し、

前記ストライクプレートは、中央部分と、前記中央部分を囲む周辺部分とを有し、前記中央部分の厚みは、前記周辺部分の厚みよりも大きい、ストライクプレートと、

前記ソール部分の第1部分から前記内部キャビティ内に突出し、前記ゴルフクラブヘッドの下部の、後部に位置し、前記ストライクプレートに対して比較的大きな厚みを有するソールバーと、

前記ソールバーから前記ストライクプレートに向かって前方に突出する下部前方ソールバー突起であって、前記ソール部分の第2部分は、前記ソールバーから突出する前記下部前方ソールバー突起の下を包む、下部前方ソールバー突起と、

前記下部前方ソールバー突起の下面に接触し、前記ストライクプレートの裏面に接触し、かつ前記ソール部分の第2部分の内面に接触する充填材料と、を含み、

前記ソール部分の第2部分の厚みは、前記ストライクプレートの中央部分の厚みよりも小さく、

前記ソール部分の第2部分の少なくとも一部は、前記ソール部分の第1部分に沿って溶接される、アイアンタイプのゴルフクラブヘッド。

【請求項2】

前記充填材料は、フォーム（発泡性）である、請求項1に記載のアイアンタイプのゴルフクラブヘッド。

【請求項 3】

前記充填材料は、ポリウレタンである、請求項 1 に記載のアイアンタイプのゴルフクラブヘッド。

【請求項 4】

前記充填材料は、熱可塑性である、請求項 1 に記載のアイアンタイプのゴルフクラブヘッド。

【請求項 5】

前記充填材料は、熱硬化性である、請求項 1 に記載のアイアンタイプのゴルフクラブヘッド。

【請求項 6】

前記充填材料は、最初のうちは、注入される粘性材料である、請求項 1 に記載のアイアンタイプのゴルフクラブヘッド。

【請求項 7】

前記ストライクプレートは、第 1 材料から製造され、前記本体は、第 1 材料とは異なる第 2 材料から製造される、請求項 1 に記載のアイアンタイプのゴルフクラブヘッド。

【請求項 8】

前記ストライクプレート及び前記本体の少なくとも一方は、ステンレス鋼から形成される、請求項 1 に記載のアイアンタイプのゴルフクラブヘッド。

【請求項 9】

前記ストライクプレートの一部は、前記ソール部分の第 2 部分よりもさらにトウ側に延在する、請求項 1 に記載のアイアンタイプのゴルフクラブヘッド。

【請求項 10】

前記ソール部分の第 1 部分は、少なくとも 1 つの後壁及び対向する複数の側壁を有する凹部をさらに含み、重りが前記凹部によって少なくとも部分的に囲まれる、請求項 1 に記載のアイアンタイプのゴルフクラブヘッド。

【請求項 11】

前記下部前方ソールバー突起は、下棚を画定し、前記ソールバーは、前記ソールバーから前記ストライクプレートに向かって前方に突出する上部前方ソールバー突起をさらに含み、前記上部前方ソールバー突起は、上棚を画定し、前記下棚と前記上棚との間には凹部が配置される、請求項 1 に記載のアイアンタイプのゴルフクラブヘッド。

【請求項 12】

前記凹部内に少なくとも部分的に収納された重りをさらに含む、請求項 11 に記載のアイアンタイプのゴルフクラブヘッド。

【請求項 13】

前記本体は鋳造され、前記ストライクプレートは鍛造される、請求項 1 に記載のアイアンタイプのゴルフクラブヘッド。

【請求項 14】

内部キャビティを有するゴルフクラブヘッドであって、
前記ゴルフクラブヘッドのヒール部分、ソール部分の第 1 部分、トウ部分、トップ部分及びホーゼルを含む本体と、

前記本体に溶接されるストライクプレートであって、

前記ゴルフクラブヘッドのストライクフェースと、前記ゴルフクラブヘッドの前記ソール部分の第 2 部分と、前記ストライクフェースと前記ソール部分との間のフェース・ソール移行領域の大部分とを含み、

前記ソール部分の第 2 部分は、前記内部キャビティの一部を画定する内面を有し、

前記ストライクプレートは、中央部分と、前記中央部分を囲む周辺部分とを有し、前記中央部分の厚みは、前記周辺部分の厚みよりも大きい、ストライクプレートと、

前記ソール部分の第 1 部分から前記内部キャビティ内に突出し、前記ゴルフクラブヘッドの下部の、前記ソール部分の第 2 部分の後方に位置し、前記ストライクプレートに対して比較的大きな厚みを有し、かつ前記ストライクプレートの中央部分よりも大きな厚みを

有する肉厚部と、

前記肉厚部から前記ストライクプレートに向かって前方に突出する下部前方突起であって、前記ソール部分の第２部分が前記下部前方突起の下を包む、下部前方突起と、

前記下部前方突起の下面に接触し、前記ストライクプレートの裏面に接触し、かつ前記ソール部分の第２部分の内面に接触する充填材料と、を含み、

前記ソール部分の第２部分の厚みは、前記ストライクプレートの中央部分の厚みよりも小さく、

前記ソール部分の第２部分の少なくとも一部は、前記ソール部分の第１部分に沿って溶接される、ゴルフクラブヘッド。

【請求項１５】

内部キャビティを含むアイアンタイプのゴルフクラブヘッドであって、

前記ゴルフクラブヘッドのヒール部分、ソール部分の第１部分、トゥ部分、トップ部分及びホーゼルを含む本体と、

前記本体に溶接されるストライクプレートであって、

前記ゴルフクラブヘッドのストライクフェースと、前記ゴルフクラブヘッドの前記ソール部分の第２部分と、前記ストライクフェースと前記ソール部分との間のフェース・ソール移行領域の大部分とを含み、

前記ソール部分の第２部分は、前記内部キャビティの一部を画定する内面を有し、

前記ストライクプレートは、中央部分と、前記中央部分を囲む周辺部分とを有し、前記中央部分の厚みは、前記周辺部分の厚みよりも大きい、ストライクプレートと、

前記ソール部分の第１部分から前記内部キャビティ内に突出し、前記ゴルフクラブヘッドの下部の、後部に位置し、前記ストライクプレートに対して比較的大きな厚みを有するソールバーと、

前記ソールバーから前記ストライクプレートに向かって前方に突出する上棚、及び、前記ソールバーから前記ストライクプレートに向かって前方に突出する下棚であって、前記ソール部分の第２部分は、前記ソールバーから突出する前記下棚の下を包む、下棚と、

前記下棚の下面に接触し、前記ストライクプレートの裏面に接触し、かつ前記ソール部分の第２部分の内面に接触する充填材料と、を含み、

前記ソール部分の第２部分の厚みは、前記ストライクプレートの中央部分の厚みよりも小さく、

前記ソール部分の第２部分の少なくとも一部は、前記ソール部分の第１部分に沿って溶接される、アイアンタイプのゴルフクラブヘッド。

【請求項１６】

前記下棚と前記上棚との間に配置された重りをさらに含む、請求項１５に記載のアイアンタイプのゴルフクラブヘッド。

【請求項１７】

前記下棚と前記上棚との間に位置する凹部をさらに含む、請求項１５に記載のアイアンタイプのゴルフクラブヘッド。